6,542

合

計

令和 4年度

体

系

段

予算科目

事務事業評価表( 令和 3年度 の実績評価)

記入年月日 月 事業区分 事務事業名 生活保護事業(審査及び適正化事業) 新規/継続 継続 事務事業No. 010703000510 政策体系上の位置付け 単独/補助 単独 040101 所属課 O1O7 | 社会保障制度の健全運営 ○1 | 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり 総合計画の施策名 社会福祉課 課長名グループ 政策名 社会保障制度の健全運営 社会福祉G 施策名 担当者名 手段名 03 ③セーフティネット制度の充実 財務会計上の位置付け 期 丵 款 目 事業 細 一般会計 単年度繰返し ( 平成17 年度~) 01 03 03 01 02 00 生活保護総務事業 期間限定の場合、総投入量を(3)投入量の右側に記入

法令根拠 生活保護法 事務事業の現状把握(その1)  $(D_0)$ 

## (1)事務事業の概要

## ①事務事業の概要(事務事業の全体像)

生活に困窮する者からの相談・申請を受け、必要な調査を実施する。調査内容 は資産・収入・扶養義務の履行・生活状況・病状調査等で、必要に応じ様々な 関係機関に対して実施する。生活保護法で定められた基準により、要保護状態 と認められる者に生活保護の適用を決定する。被保護者の保護適用状況・医療情報、他法の適用情報等を管理し、ケースごとの援助方針を策定する。 ②担当者が行う業務の内容・やり方・手順

相談者の相談内容を聴取し、他法活用が可能であれば担当課との連絡調 整、引継ぎを行い他法活用に向けた援助を行う。要保護状態と思われ、 申請意思がある場合、生活保護の申請について援助する。

申請書受理後、生活保護法第29条による資産調査、現地調査、病状調査 等必要な調査を行い、原則14日以内に審査結果を通知する。

生活保護の適用に必要な情報を管理し、ケースごとの援助方針を策定す

	(2)	事務事業の手段・	▽対象・	意図と各指標、	指標値の推移	
--	-----	----------	------	---------	--------	--

①手段 (担当者の活動内容)	④活動指標 (活動量を表す指標)		02年度	03年度	04年度	05年度	06年度
			(実績)	(実績)	(計画)	(目標)	(目標)
  相談者に対し、生活保護制度の説明を行い	生活保護相談件数(述べ件数)	件	56.00	81.00	60.00	60.00	60.00
申請について援助する。また、他法活用に ついて、各課と連携し案内する。必要な調	生活保護申請件数	件	32.00	56.00	40.00	40.00	40.00
査を実施し要否判定を行い、必要な保護を 適用する。保護適用後は援助方針を策定す			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ి కే			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象 (誰、何を対象にしているのか)	⑤対象指標 (対象の大きさを表す指	標)単位	O2年度 (実績)	03年度 (実績)	04年度 (計画)	05年度 (目標)	06年度 (目標)
	生活保護相談件数(述べ件数)	件	56.00		60.00	60.00	60.00
生活に困窮した市民等(相談者)			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図 (この事業によって対象をどう変えるのか)	⑥成果指標 (対象における意図の達 を表す指標)	<sup>成度</sup> 単位	O2年度 (実績)	03年度 (実績)	O4年度 (計画)	O5年度 (目標)	06年度 (目標)
(1)生活保護制度を理解する (2)他法適用により自立した生活を維持	生活保護相談件数	件	49.00	67.00	50.00	50.00	50.00
(2) 他	生活保護開始世帯	世帯	23.00	38.00	30.00	30.00	30.00
の生活が保障される			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(3) 投入量(事業費)の推移	02年度 03年度	04年	Ž	05年度	06年度	其	間限定

(	(3) 投入量(事業費)の推移		02年度 (実績)	03年度 (実績)	O4年度 (計画)	05年度 (目標)		06年度 (目標)		間限定 終投入量		
	П	国庫支出金		千円	3,021	271	282		(2130)	(1)	1,40	
		財	県支出金	千円	0	0	0					
投	事	源	地方債	千円	0	0	0					
3,5	業	内	使用料•手数料	千円	0	0	0					
	費	訳	その他	千円	0	0	0					
ス	$  \cdot  $		一般財源	千円	9,136	6,628	6,260					
		事業費計(A)		千円	12,157	6,899	6,542					
		正規職員従事人数		人	5.00人	5.00人	4.00人			•		
量												
	03年度事業費				実績(千円)	実績(十円)		C	)4年度事業費	予算(千円)		
	01	1010011				01 報酬		540				
=	, 08	3旅費		70			08 旅費		70			
# <del>*</del>	10 需用費			89		10 需用費		96				
未	11 役務費 643						11 役務費		642 1,380			
事業費の	12		2 委託料 1,743					12 委託料				
人	13	13 使用料及び賃借料		3,735			13 使用料及び賃借料		3,735			
内部	18	18 負担金補助及び交付金 79					18 負担金補助及び	交付金	79			

6,899

合

計

	(桜川巾仃以評価ンステム)
事務事業名 生活保護事業(審査及び適正化事業) 事務事業№ 1070300	
(4) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか? 開始時期あるいは5年前と 昭和25年に現行の生活保護法が施行され、市制施行により県から事務移管されたことによる。 桜川市では平成21年度上半期までは横ばい状態で推移してきたが、景気悪化や高齢者の増加、扶養義務者だている。	
(5) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者)からどんな意見や要望が寄せられ	こているか?
雇用情勢が厳しい中で、生活保護世帯の増加や保護費の不正受給等がマスコミでも取り上げられていること	から、議会や一般市民からも桜川市の動向
に関心が寄せられている。	
【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。	
評価項目 ①政策体系との整合性(この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか?意図することが結果に結びついているか	) <sub>1</sub> S )
現 [結びついている] 生活保護法に基づくものであり、社会福祉の推進に結びついている。	
状    維 ② 公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか?税金を投入して、達成する目的か?)(法:	定受託事業はその名称)
持  安当である  生活保護法で市が事業を実施することが義務付けられており妥当である。	CX003 XIII CV 2117
③ 成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか?成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか?何が原因で	で成果向上が期待できないのか?)
向上余地がない 保護が必要な者の最低生活を保障するものであり、向上余地はない。	
有	
数	
(他に手段がある場合) 具体的な手段、事務事業名	
余地がない生活保護法で定められており、統廃合の余地はない。	
⑥事業費・人件費の削除余地(成果を下げずに事業費を削除できないか?やり方を工夫して延べ業務事業を	削減できないか?)
対	
② 受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか?受益者負担が2	公平・公正になっているか?)
平性	
【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)	
(1) 1次評価者としての評価結果 (2) 全体総括(振り返り、反省点)	
	であり、事業の継続が必要である。
(3) 今後の事業の方向性	
(複数回答可)	
□ 有効性の改善 □ 公平性の改 □ 原止 □ 休止 ■ 現状維持 □ 統廃合ができる □ 連携ができ	
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策	上
	成機果持
	果持低
	(6)事務事業優先度評価結果
	成果優先度評価結果
【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項  (4) 理馬頭係 (2) 対馬疎認及び対策 (2) 対馬疎認及び対策 (2) 対馬政策を (2) 対象を (2) 対	
	面により、C、D判定及び確認が必要な場合)
課長確認後の評価確認機	
A:継続(現状維持) C:終了、廃止、休止 B:継続(改革改善を行う) D:2次評価へ提出 U.S. W.	